

岡崎市長 内田康宏 様

2018年11月9日

2019年度 岡崎市予算編成と施策に対する要望書

日本共産党岡崎市議団

鈴木雅子
木全昭子
新免悠香

地方自治発展のためのご努力に敬意を表します。

第4次安倍内閣が発足し、臨時国会が始まりました。森友学園・加計学園の疑惑、公文書の改ざん・隠ぺい、LGBTへの暴言、新閣僚による教育勅語礼賛発言、原発の再稼働、消費税の増税、憲法9条の改定、沖縄基地建設の強行、安保法制。どれをとっても国民が納得をしていないまま、安倍政権は、数の力で政治を押し進めています。社会保障の大幅削減が行われているながら、軍事費は概算要求で5兆5千億円と突出しています。

国民生活はさらに格差と貧困が広がり、働き盛りの世代で所得が300万円未満の世帯が20年前の1.5倍になっています。

一方、市民と野党の共同の力も広がり、沖縄県の知事選挙、首長選挙など各地で野党と市民の候補者が善戦・勝利をしています。

昨年国連で採択された核兵器禁止条約も各国が批准にむけて動き出しています。南北朝鮮も、話し合いによる非核化と緊張緩和に向け動き始めています。

今こそ、憲法を生かした政治、外交、地方自治が求められる時です。

国の悪政から市民の生活を守り、市民の暮らしを豊かにする立場で2019年度の予算要望を行います。

< 1 > 市民の暮らしと福祉、健康を守ること

国民健康保険

1. 保険料

- (1) 国保料減免制度の申請を、1年間とおして受け付けること。
- (2) 18歳未満の子どもは均等割の対象としないこと。
- (3) 高すぎる保険料は、10億円余の基金を取り崩して1世帯1万円引き下げること。
- (4) 広域化に当たっては一般会計からの法定外繰り入れ・減免・軽減制度を維持し保険料の引き上げをしないよう県に要求すること。

・国の方針である一般会計からの法定外繰入の計画的な削減・解消の促進は行わないよう県に要望すること。

- (5) 保険料滞納世帯に対して、機械的な差押えや換金をせず、納付相談・分割納付の運用などを行い、生活を立て直しながら納付を行えるようていねいな相談を行うこと。

2. 医療給付

- (1) 資格証明書の発行を行わないこと。
 - ・18歳未満の子どもがいる世帯には短期保険証の発行は行わないこと。
 - ・短期保険証の有効期限は、6ヶ月以上とすること。
- (2) 国保法44条に基づく一部自己負担分の減免・猶予制度を関係医療機関などへ周知を徹底するとともに、柔軟な制度の運用を図り、申請・対象要件を緩和すること。

3. 国への要望

- (1) 国の補助金の拡充と愛知県の補助金の復活を求めること。
- (2) 子どもの医療費無料化(就学後)を実施している自治体へのペナルティをやめるよう国に求めること。

年金

4. 国への要望

- (1) 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を創設すること。
- (2) 給付開始年齢引き上げを行わないこと。
- (3) マクロ経済スライドを廃止し、「年金制度改革関連法」の年金額改定新ルールは実施しないこと。
- (4) 年金の隔月支給を毎月支給に改めること。

後期高齢者医療制度

5. 保険料

- (1) 高齢者の生活実態に即した保険料にすること。
- (2) 岡崎市独自に減免制度を実施すること。
- (3) 年金からの強制的な天引きをやめること。
- (4) 保険料の「特例軽減」を復活すべきと国に要求すること。

6. 医療給付

- (1) 給付制限となる短期保険証・資格証明書の発行を行わないこと。
- (2) 65歳以上の無料健康診断を存続すること。

医療

7. 高齢者医療

- (1) 後期高齢者福祉医療は75歳以上の世帯全員非課税の高齢者も対象にすること。制度の周知を積極的に行うこと。
- (2) 70歳～74歳の2割負担を1割負担にもどすよう国に要望すること。
- (3) 75歳以上の医療費患者負担の2割引き上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画を中止すること。

8. 子どもの医療費

- (1) 無料制度を18才まで拡大すること。
- (2) 県の医療費無料化を通院も中学校卒業まで拡大するよう求めること。
- (3) 乳幼児医療費無料化を国の制度として就学前まで行うよう国に要望すること。

9. 難病

- (1) 難病法を拡充し、総合的な対策を推進するよう、国に要望する事。

10. 市民病院

- (1) 後期高齢者医療被保険者・救急車搬送は非紹介患者初診加算の対象としないこと。初診の扱い期間を延長すること。
- (2) 患者の立場で医療ミスを判定する第三者(医師以外)による調査機関を設けること。
- (3) 医療の高度化に対応できるよう、看護師を増やし、夜間4人体制を現場が要求するすべての病棟で実施すること。

- ・医師の長時間労働をなくし、年休が取れるようにすること。
- (4) 愛知病院の移管にあたっては職員の処遇が低下しないようにすること。がんセンターの機能を維持すること。病床の削減は行わないこと。移管によって発生した費用は県に請求すること。
- (5) 藤田学園との競合を見越した経営の改善をおこなうこと。

介護保険

1 1. 保険料、利用料

- (1) 保険料の減免制度の対象を全非課税世帯（第三段階）まで広げること。減免制度・助成制度をつくるよう国に要望すること。
- (2) 国の調整交付金5%を全額要求し、保険料の引き下げを行うこと。
- (3) 低所得者に対する利用料の減免制度は償還払いをやめ、制度の拡充すること。
- (4) 利用料の2割負担化や施設サービス利用者の補足給付に資産要件をつけるなどの改悪でサービスを制限されてきた人に対して市独自の支援策を作ること。

1 2. サービス給付

- (1) 国民年金など低年金で入所できる特別養護老人ホームや小規模多機能施設などを増やし、待機者を早急に解決すること。
 - ・市の土地を提供して進めること。
 - ・市独自の建設補助金を増額すること。
- (2) 地域包括支援センターに専門員を増員できるよう援助すること。
- (3) 地域支援事業の財源は一般財源を使用すること。
- (4) サービス付き高齢者住宅への立ち入り調査を行うこと。
- (5) 保険料滞納者に対する給付制限（ペナルティー）を設けず、必要な介護が正規の負担割合で受けられるようにすること。

1 3. 事業者

- (1) 総合事業に移行して現行相当サービスを行っている事業者の経営をなり立たせるために、報酬単価を市が今後も保障すること。
- (2) 介護労働者の研修の実施を支援すること。研修のため人手が不足するところに、人員を当てられる制度を作ること。
- (3) 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件の実情を調査・指導し、実質的な給与引き上げにつながる制度を国に求めること。

- ・ケアマネージャーや事務職についても待遇改善の対象となるよう、国に要望すること。

14. 制度

- (1) 要介護認定者に所得税の障がい者控除が適用できるよう、対象者全員に認定書を個別に送付すること。
- (2) 特養ホームの入所について、介護1・2でも、介護する家族がいない人や、認知症で家庭ではみられない人を入所可能とすること。
- (3) 引き続きチェックリストによる振り分けを行わず、介護保険相談者にはすべて申請の案内をすること。
- (4) 介護度1, 2の人へのサービスを保険制度から外さないよう国に要望すること。

高齢者福祉

15. 補助制度

- (1) 運転免許証を返上した高齢者の外出を支援するためにも、バス・鉄道などの公共交通乗車券補助制度をつくること。
 - ・マナカを利用した寿バス券相当の補助制度をつくること。
 - ・高齢者タクシー補助制度を作ること。

16. 制度・施設

- (1) 寝たきり老人・認知症老人への見舞金を増額し、介護手当とすること。
 - ・在宅の場合の要件（所得制限、介護度）を元にもどすこと。（おむつ券の支給・宅配給食制度・緊急通報システムも）
- (2) 配食サービスは、65才以上の高齢者で、調理や買い物が困難なすべての希望者に行うこと。
 - ・療養食を実施すること。
- (3) 地域福祉センターは、額田・河合地域に建設すること。
- (4) 学区福祉委員会など地域の自主活動に支援を行うこと。補助金20万円を（赤い羽根の募金に頼らず）増額すること。
- (5) 元気な高齢者が地域でいきいきと生活でき、介護予防となるような宅老所、街角サロンなど集まりの場を日常的につくるための財政、人員、場所の支援をすること。
- (6) 2階以上の公共施設にはエレベーターを設置してください。公共施設に洋式トイレ（温水洗浄便座）を増やしてください。

障がい者・児福祉

17. 補助制度

- (1) 障がい児の学校生活を支援する介助員の費用を予算化すること。特別支援教室の補助者を増やすこと。
- (2) 発達障がいなど支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができる学習支援員を増員すること。
- (3) タクシー券助成制度は、料金の半額ではなく、全額使用できる方式にもどし、障がいの外出を支援する制度の本来の趣旨を生かすこと。
- (4) 精神障害者健康福祉手帳を取得していなくても自立支援医療の一割負担に補助を行うこと。

18. 施設

- (1) すべての障がい者施設の設立・運営に対する市独自の助成制度を設けること。
- (2) 就労支援事業所に対して、行政は優先調達法に基づき積極的に仕事を発注すること。
- (3) 重度障がい者のための入所施設の建設と一時保護の体制づくりを進めること。
・親亡き後の障がい者が生活できるグループホームなどの施設を市が積極的に支援すること。
- (4) グループホームなどの報酬単価の改善を国に求めるとともに、市独自の加算や補助金の増額を行うこと。
- (5) 子ども発達センターでは、全成長過程での支援を行うこと。専門医をふやすこと。
- (6) 福祉会館を福祉の活動拠点とすること。

19. 制度・サービス

- (1) 65才以上の障がい者や40歳以上の特定疾病該当者について、「介護保険サービス利用」を一律に優先させることなく、本人の意向に基づいて障がい者福祉サービスを利用できるようにすること。
- (2) 市民病院をはじめ、市の窓口すべてに手話のできる職員を配置すること。
- (3) 就労支援事業所の実態調査を行い、雇用環境の改善に努め、倒産や廃業による障がい者への影響を生まないようにすること。
- (4) 法定雇用率の引き上げを市内企業に周知するとともに、未達成の企業を公表し、雇用を促進すること。
- (5) 市として、市職員や指定管理者、委託事業所に障がい者雇用率を法定まで高め、精神障がい者の雇用も行うこと。
- (6) 障がい者の声を反映した「岡崎市障がい者差別解消推進条例」を制定すること。

- (7) 手話言語条例を制定すること。

児童福祉

20. 制度・施設

- (1) 岡崎市子どもの権利条例を制定すること。
- (2) 遊具の充実した児童館・青少年センターをつくること。

21. 保育

- (1) 保育士・保育園を増やすこと。また、児童育成センターや民間学童保育を増やして待機児童をなくすこと。
- (2) 保育士の処遇改善をはかること。
- (3) 第三子の保育料を全員無料にすること。
- (4) 「子ども・子育て新制度」による補助基準を廃止しないよう、国に要望すること。市としては少なくとも現状の保育基準を引き続き守ること。
- (5) 市立幼稚園を望む声もあり、子ども園は市立幼稚園に戻すこと。
- (6) 病児保育を実施すること。
- (7) 一時預かりの実施園をバランスよくふやすこと。そのための保育士を配置すること。
- (8) 小規模保育事業などの認可事業については、保育にあたる職員はすべて保育士有資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置すること。
 - ・施設事業の違いによる、保育の格差を生じさせないこと。

22. 学童保育

- (1) 児童育成センターは、全学区に建設をすること。
 - ・定数にみあう十分な広さとし、通常複数の専任指導員（正規）を配置すること。
 - ・障がい児を受け入れる施設の改善と指導員の加配の増額を行うこと。
 - ・希望する4年生以上の児童も含めて、早急に待機児童の解消を行うこと。
- (2) 民間学童が公立学童保育と同じ保育料で運営できるよう、助成を増やすこと。
 - ・障がい児加算は実態にあったものとする。
 - ・民間学童の移転に当たり、市が土地の提供、建物建設など公設民営の学童保育をつくること。
- (3) 放課後子ども教室、育成センター、一般児童で飽和状態になっている子どもの家

の利用のあり方を見直すこと。

・放課後子ども教室は、登録制にするなど、子どもの所在をはっきりさせること。

(4) 子どもの家にエアコン（空調）をつけること。

(5) 利用料の減免制度の要件に、「就学援助を受けている場合」も加えること。

保健・衛生

23. 保健制度・施設

(1) 保健師を増員すること。

(2) 額田支所に保健師を配置し、健診や健康教室を実施すること。

24. 健診・予防

(1) 中小企業の社会保険でも特定健診を確実に受けられるよう補助を行うこと。

(2) 乳ガン検診・子宮ガン検診を希望者には毎年実施すること。

・乳がん検診の年齢を引き下げること。

(3) 特定健診に、市独自に肺レントゲン、心電図を加えること。

(4) 児童の色覚検査・新生児の聴覚検査を実施すること。

(5) 乳幼児の予防接種費用を子どもの医療費の対象にすること。

(6) 子育て世帯、障がい者、慢性疾患を持つ人への新型インフルエンザ予防接種に助成制度をつくること。

(7) おたふくかぜの任意予防接種を定期接種とするよう国に要望すること。

(8) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種補助は、市独自に65歳以上の全年齢で継続すること。2回目の接種も助成すること。

(9) 妊娠を希望する夫婦および妊婦の同居人を対象とした風疹ワクチンは、無料接種を継続するよう県に要望すること。

(10) 産後の無料健診を実施すること。

(11) 初回の妊婦健診の費用を償還払いで補助すること。

生活支援

25. 生活保護、生活支援

(1) 生活保護申請から決定までの期間を短縮すること。

- (2) 申請に当たり申請書の記入や添付書類を義務づけず、口頭での申請も受け付けること。
- (3) 障がい者加算の誤りによる還付請求を撤回して、対象者に返還すること。
- (4) 担当ケース数が一人80件以下となるようケースワーカーを増員すること。警察官OBを窓口配置しないこと。
- (5) 生活福祉資金などの融資制度の条件緩和をはかり、貸付金の枠を拡大するよう県に要望すること。
 - ・申請から決定までの期間を短縮すること。市独自の融資制度をつくること。
- (6) 市の窓口で受けられる市独自の生活資金駆け込み緊急融資制度をつくること。その際、保証人を不要にし、迅速に貸し付けること。
- (7) 生活保護制度の国庫補助率・各種加算を元に戻すよう国に要望すること。
- (8) 住宅確保給付は、働いていても家のない人に適用できるよう制度の改善と恒常的な制度にするよう国に求めること。
- (9) 市として、法外援護を拡充すること。
 - ・国による生活扶助費の削減の影響が大きい子育て世帯に対する市独自の援助施策を復活・強化すること。
 - ・猛暑の時、適切な室温調節ができるよう電気料金として夏季加算を支給すること。
- (10) 子ども達への学習支援の開催場所をせめて中学校区に一箇所拡大すること。
- (11) 野洲市のように滞納世帯に生活支援ができる全庁的組織をつくること。

< 2 > 生活環境の整備、地域経済の振興で住みよい岡崎づくりを進めること

水害対策

2.6. 補助・制度

- (1) 浸水の危険がある地区への住宅開発には、浸水対策を義務づけること。
 - ・上流地域の開発に当たっては、雨水貯留浸透施設・貯留池の設置の義務付けをまちづくり条例にもりこみ、規制を強化すること。
 - ・浸透ます、浸透式マンホールの設置を早急に効果のあがる地域に設置すること。
- (2) 被災世帯に対し、市独自の無利子の貸付制度（補助制度）をつくること。
- (3) 河川の溢水や浸水を防ぐために、土砂・雑草等を定期的に取り除くこと。県管理河

川に対しても積極的に要望する事。

交通安全

27. 道路施設等の整備

- (1) 車椅子・ベビーカー・シルバーカーでも通行しやすいよう、歩道のでこぼこ・段差を改修すること。
- (2) 自転車専用歩道を必要に応じてつくること。
- (3) グリーンライン・ガードパイプ・歩道・信号の設置、スクールゾーンの設定や速度制限で、通学路の安全対策を行うこと。
 - ・消えかかった横断歩道の白線をチェックして、随時県警に引き直しを要望すること。
 - ・交通安全条例に基づいてガードレール、カーブミラー、街路灯・照明灯設置の予算を大幅に増やすこと。
- (4) 東岡崎駅東側踏切に専用歩道をつけること。
- (5) JR岡崎駅西口のバス停と階段の間を広げ、自転車と歩行者の動線を確保すること。
- (6) 県道の歩道の拡幅・整備を進めるよう県に要望すること。(特にモダン通り、岡刈線の上和田町地内、岡崎福岡線の上地・福岡町地内、岡崎工業高校南のカーブ)

上下水道

28. 料金、負担金、補助金

- (1) 水道料金を引き下げること。
- (2) 下水道受益者負担金に延滞金をつけないこと。
- (3) 合併処理浄化槽の設置に当たり低所得者への軽減制度をつくること。

29. 施設

- (1) 上下水道の耐震化を急ぐこと。
- (2) 水道の民営化は行わないこと。
- (3) 陶製の雨水管は早急に調査をし、布設替えすること。

街づくり

30. ハード面

- (1) 乙川リバーフロント計画で、中央緑道と籠田公園の改修については、不必要な整備は行わないこと。
- (2) 東岡崎駅周辺整備については、地域住民や一般市民への情報公開と市民参加を基本

とすること。

・西改札口については、利用者の意見を聞き、早期のバリアフリー化工事を行うこと。

・工事計画のめどが立たない場合は、現状の改札口のバリアフリー化を行うよう名鉄と交渉すること。

・無料の駐輪場を残すこと。

・地下道は当面歩きやすいよう床面の補修をすること。

・完成後に渋滞が解消できるよう、十分に検討すること。

(3) 太陽の城跡地に計画しているコンベンションホールとホテルは、採算をきちんと見直し、無理な建設はしないこと。公共での建設は行わないこと。

(4) 岡崎駅西口に無料駐輪場を増設すること。

(5) (仮称) 針崎・若松栄区画整理事業は、住民の負担を軽減し、過小宅地にはノー清算・ノー減歩とすること。

(6) 新たな大型開発や「周辺地域」の切り捨てなどが指摘されるコンパクトシティ計画(立地適正化計画)は行わないこと。

3 1. ソフト面

(1) 中心市街地計画については、二十七曲を活かし、歴史を尊重したまちづくりとすること。

・地元商店街のイベントや二七市の存続のための支援を行うこと(たとえば公衆トイレやベンチの設置、歩行者天国支援)。

(2) 公共による家屋移転の場合には、無利子の貸付制度をつくること。

(3) 住民の住環境を保障できるよう、まちづくり条例を実効あるものとし、規制緩和を行わないこと。

・まちづくり条例による説明会は、総代との話し合いだけに終わらせず、必ず地元説明会を開催するよう、事業者に指導すること。

・説明会の開催については、地元住民の意見をよく聞き、条例の趣旨である住環境の保全をなによりも優先させること。

・説明会を実施する関係住民の範囲を交通環境に影響のある1km以内に見直すこと。

・「説明会を原則3回」とする規則を削除すること。

- (4) 現状の住環境にもとづいた用途地域の設定を行うこと。
- (5) 空き家対策として、地域のサロンや貸し店舗などに活用すること。

農林業

3 2. 制度・施設

- (1) 岡崎市の農業の保全と振興のための総合計画を策定すること。
- (2) 地産地消を積極的に奨励すること。
- (3) 価格保障を行うなど、食糧自給率を引き上げるための努力をするよう国に要望すること。
- (4) 農遊館・ふれあいドームは市の施設として存続すること。
- (5) 耕作放棄地の対策として、貸し農地の情報を提供すること。
- (6) 市民農園を増やすこと。
- (7) 農業振興のため、農地計画を立て、無秩序な転用を抑制すること。
- (8) 水源確保・災害対策としても山林の保全に行政が責任を持ち、下草、枝打ちのできない山の手入れに支援すること。
- (9) 山の二次災害を防ぐために、切り出し間伐をさらに推進し、間伐材利用を進めること。
- (10) 農業、医療、公共調達など国や自治体の仕組みを大きく変える、TPPや、EPA、FTAに参加しないよう国に求めること。
- (11) 2022年度の生産緑地の制度改正について関係者に充分周知すること。

3 3. 補助

- (1) 岡崎市でも独自の農産物価格補償制度をつくること。
- (2) 農産物の自然災害、鳥獣害対策への指導と助成を強化すること。
・鳥獣害対策として防護柵、わなの設置、捕獲物の利用などに対する国・県の支援を要求すること。

住宅

3 4. 中高層住宅、集合住宅

- (1) 受水槽（10立方メートル以下）の水質検査、掃除の指導と助成制度を行うこと。
- (2) マンションの固定資産税の減免（ゴミ捨て場、引き込み道路、遊び場）を拡充すること。
- (3) 市役所にマンション問題相談窓口を設置すること。実態調査をすること。

35. 市営・県営住宅

- (1) 新婚世帯・子育て入居枠を既設の市営住宅にも広げること。
- (2) 定住人口を増やすために額田地域に市営住宅をつくること。
- (3) 市営住宅の戸数を減らさないこと。中之郷住宅・桑谷住宅を廃止しないこと。
- (4) 市営住宅の風呂釜・浴槽および網戸の設置に助成制度をつくること。
- (5) 高齢者など保証人を確保できない人の入居枠をつくること。
- (6) 老朽化している県営住宅の建て替え、修繕の促進を県に要望すること。

36. 制度

- (1) 民間賃貸住宅に入居する高齢者への家賃補助をつくること

中小企業・労働

37. 中小企業支援

- (1) 住宅リフォーム助成制度・商店版リニューアル制度を実施すること。
- (2) 国の中小企業憲章の理念を生かした中小企業振興条例をつくること。
- (3) 買い物難民を救済するために移動販売者に対する助成制度を[拡大する](#)こと。
- (4) 融資条件である市税等完納を一律に適用しないこと。
- (5) 市内中小・零細業者の実態調査を定期的に行うこと。岡崎市の地方版総合戦略に反映させること
- (6) 下請け代金の不払いや親企業・元請業者の身勝手なリストラ・コストダウンなど許さぬよう相談窓口を設けること。岡崎市公契約条例をつくること。
- (7) 小規模工事に参入しやすいよう、簡易登録制を実施すること。インターネット以外の方法での入札事業者申請を行えるようにすること。
- (8) 工場建設等奨励金を廃止し、中小企業対策費を増やすこと。
- (9) 自然を壊し多額の費用を要する阿知和工業団地の建設計画は取りやめること。
- (10) 県社会福祉協議会の生業資金融資を借りやすくするよう、県に働きかけること。
- (11) 市が、中小零細事業者の経営や創業を支援する制度融資の窓口となり、保証協会や金融機関に融資の促進を働きかけること。

38. 雇用

- (1) 若者の労働実態を調査し、就労支援を積極的に行うこと。ブラック企業・ブラックバイトの相談窓口設置や調査を行うこと。
- (2) 正規社員拡大のための中小企業への施策を強めること。

- (3) 最低賃金を千円以上にし、そのための補助を中小企業に行うよう愛知県と国に求めること。
- (4) 「雇用は正規で」を当たり前にするよう労働法制の抜本改正を行い、労働者派遣法の改悪を当面もとにもどすよう国に求めること。

ゴミ・環境

39. リサイクル・ゴミ処理

- (1) 高齢者・障がい者世帯への粗大ゴミの回収料金の減免制度をつくること。
- (2) ゴミ処理の有料化は行わないこと。
- (3) 事業者の労働条件の悪化となるごみ収集の民間委託をやめること。
- (4) 廃棄物処理場の排ガスの重金属・ダイオキシンを連続的に調査し、絶対に排出させないこと。
- (5) 国に「拡大生産者責任」を求める法律の制定を要求すること。

40. 環境・エネルギー

- (1) 空き地の除草、管理のため草刈り条例を制定すること。
- (2) 太陽光発電の補助金を拡大すること。公共施設に積極的に設置すること。
- (3) 水、土壌、空気中の放射線をはかれる測定器を持つこと。
- (4) 岡崎市のCO2削減計画に基づいて年次計画をつくること。
- (5) 地球温暖化をくいとめるため、企業に対してCO2排出規制を強化するよう国に求め、市内大企業の規制を市独自につくること。
- (6) 災害時の廃棄物処理にあたり、アスベストの事前調査および廃棄時の安全対策マニュアルを策定すること。

公共交通

41. 公共交通の充実

- (1) コミュニティバス、デマンドタクシーなど、西三河の中でも遅れた岡崎市の公共交通網を早急につくること。
- (2) 市内全域にコミュニティバスを走らせること。
- (3) まちバスをせめて1時間二便に戻し、通勤通学に使えるよう運行時間を延長すること。東岡崎への乗り入れを南北線に変更すること。
- (4) 矢作地域では、市の主導でバスを必要とする住民の意見を聞き、試行運転を実施すること。
 - ・市周辺地域（北部、東部、額田、六ッ美）にデマンドタクシーを走らせること。

- ・車がなくても便利に移動できる交通手段について、各地域住民とともに話し合いを行い計画を練り上げること。
- (5) 公共交通を充実させ、マイカー通勤の自粛で環境への負荷を減らすこと。
 - ・市主催の行事にシャトルバスを運行すること。
- (6) 東岡崎駅から市民病院行きの利用しやすいシャトルバスを運行させること。
- (7) 針崎町に誘致される大学病院へのバスは、南部地域の公共交通とあわせて実施すること。
- (8) [環境にやさしい自転車の利用者に優遇制度を作ること。](#)

< 3 > 憲法に基づく民主教育の原則を守り、 教育、文化、スポーツ施設などの充実を図ること

小中学校教育

4 2. 制度

- (1) 「子どもの権利条約」を学び、現場で実行すること。
- (2) 児童生徒に憲法の平和・民主主義の精神などを尊重する平和教育を進めること。侵略戦争を美化する教科書を採用しないこと。
- (3) 憲法 19 条（思想、良心、内心の自由）に違反する「日の丸・君が代」を押しつけないこと。
- (4) 市独自に全学年に 3 5 人学級を早急に導入すること。国および県に対しても少人数学級の早期実現を強く求めること。
- (5) 義務教育費国庫負担金の削減分を回復するよう国に要望すること。

4 3. 教育施策

- (1) 教育指導要領の改訂による、小学生への英語の授業の導入にあたり、教員の研修や学習の機会を保障すること。
- (2) 全国一斉学力テストに参加しないこと。学力テストの結果を公表しないこと。生徒を輪切りにする岡統テストを廃止すること。
- (3) 部活動によって生じたスポーツ障害の調査を行うこと。
 - ・部活動に関する消耗品・備品費への助成をすること。
 - ・部活動の遠征には、実態にあった補助を行い、教員や保護者の負担をなくすこと。
 - ・部活動の指導に積極的に地域の指導員を登用すること。
 - ・部活動は自由参加とすること。

- (4) 国定道徳の押しつけをせず、憲法や子どもの権利条約の学習など、市民道徳の教育の一つとして「道徳の時間」を位置づけること。
- (5) 体罰を学校教育現場から一掃すること。いじめ、暴力、学級崩壊などの現状を正確に把握し、教師集団の力に依拠し、解決すること。
- (6) 貧困・虐待などの問題解決に動くことのできるスクールカウンセラーを増員して全中学校に配置すること。
- (7) 教育相談センターに、職員（専門職）を増員すること。
- (8) 子どもたちの心とからだをケアする養護教員を、国基準のボーダーラインの学校へは複数配置している県の緩和措置を継続するよう要望すること。
- (9) 建国記念式典への小中学校児童生徒の参加をやめること。
- (10) 重いランドセル問題が解消できるよう、国に教科書の分冊化・軽量化を求めること。用具の持ち帰りを少なくするよう、教科書を含めた置き勉を推奨すること。

教員

4.4. 教員の多忙化解消など

- (1) いじめの防止、発見、相談、解決など早期対応のため、教員の多忙化解消を急ぐこと。
- (2) 教員多忙化の一番の原因である部活動について、勝利至上主義に陥りやすい部活動を改めるためにも朝練・夜練・土日練をやめること。
- (3) 教職員評価制度によって、教職員に優劣を付けたり、給与や昇進に結びつけないこと。
- (4) 教職員に対する管理統制の強化や押しつけ研修・研究論文をやめ、研究発表会を大幅に減らすこと。
- (5) 市費負担の学校事務職員・校務員を、教員の負担軽減の面からも、正規で全校に配置すること。
- (6) 教員の心のケアのため、休暇のとりやすい職場環境をつくること。
- (7) 出退勤時間の報告は実態をきちんと報告すること。タイムカードを設置すること。労働安全衛生法に定める月100時間を超える時間外勤務を行った教員に対しては、産業医との面談を必ず行うこと。
- (8) 教科指導員、校務主任補佐制度を見直すこと。
- (9) 担任の持ち時間数の軽減をはかるために、専科教員の位置づけを明確にすること。
- (10) 特に中学校の多忙化解消のための教員の加配をすること。教員の事務作業を軽減すること。
- (11) 教職員の残業、持ち帰り残業をやめさせること。
- (12) とれなかった休憩時間や家庭訪問などの校外指導も勤務時間に含めること。

- (13) 臨時教員を減らし、正規教員を増やすよう県に要望すること。

学校施設

45. 備品・施設

- (1) すべての校舎・体育館のトイレを、明るく清潔に全面改修すること。シャワートイレを設置すること。
- (2) 学校図書費の増額をはかるとともに専任の司書を配置すること。学校図書館支援員を全校に配置すること。
- (3) 障がいを持つ児童・生徒のいる学校には必ずエレベーターを設置すること。
- (4) 避難所となる体育館に冷暖房設備と洋式トイレ（障害者用トイレ）、太陽光発電を設置すること。

父母負担軽減

46. 父母負担軽減

- (1) 義務教育無償化の原則に基づき、教育費の保護者負担の軽減を図ること。少なくとも教育活動に不可欠な教材費は無償とすること。（木工用具、技術工具、算数セット）
- (2) 就学援助制度は、所得基準を生活保護基準の1.4倍まで広げること。
- (3) ・学期ごとの支払いでなく、月払いにすること。修学旅行費の事前支給を行うこと
- (4) ・入学準備金は1月に支給すること。「PTA会費」「クラブ活動費」を対象とすること。
- (5) 誰もが希望の部活動ができるよう、部活動にかかる保護者の経済的負担を軽減すること。

学校給食

47. 給食制度

- (1) 義務教育は「無償」の立場から、給食費の無料化を拡大すること。（第三子から、月数を増やすなど）
- (2) 卵と牛乳以外にもアレルギー除去食が配膳できる体制をすべてのセンターで早急にとること。
- (3) 調理前食材の放射能を測定すること。
- (4) 給食センターの統廃合・PFIは行わないこと。

高等学校

48. 父母負担の軽減・制度

- (1) 親の経済力によらず 大学高校進学ができるよう、給付型奨学金の抜本拡充と、貸与型奨学金の無利子化を国に求めること。
・学生支援機構の奨学金の返済に対して市独自の補助制度をつくること。
- (2) 岡崎市の奨学金を増額し、支給要件に成績をいれないこと。支給型の奨学金と入学準備金を復活すること。
- (3) 岡崎市の私立高校授業料補助金の所得制限をやめ、増額すること。高校授業料の公私格差をなくすため、県の私学助成をふやすよう要望すること。
- (4) こどもたちを成績で輪切りにする教育を促進する新たな複合選抜を中止するよう、県教育委員会に求めること。

文化・芸術・スポーツ・生涯学習

49. 施策

- (1) 文化団体の育成のため、営利を目的としない文化行事への補助金の増額、公共施設の低額貸出などをおこなうこと。
- (2) 図書館の運営にあたり、「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、運営を民間委託しないこと。
 - ・中央図書館の駐車場の無料駐車時間2時間を3時間にもどすこと。
 - ・額田図書館は正規の司書職員を配置し、市民の図書館活動を支援すること。
 - ・市民センターの建て替えにあたって、図書館の分館を併設すること。
- (3) 一学区一運動広場等の増設に引き続き力を入れ、スポーツ振興につとめること。広田川（福岡町）の遊水池を運動広場として利用できるようにすること。
- (4) 公共施設の統廃合は行わないこと。

50. 市民会館(新文化会館)

- (1) 東岡崎に近く交通の便のよい太陽の城跡地は、将来的に新文化会館を建設するよう検討すること。市民参加型で、今から新文化会館構想・岡崎市の文化構想を練り上げること。

51. 市民センター

- (1) バリアフリーにすること。
- (2) 地域人口の多い中央地域は分割するか、もしくは、分館をつくること。
・岩津市民センターは統廃合しないこと。

< 4 > 自治権拡充、清潔で市民本位の行政改革を進めること。

市民参加

5 2. 附属機関

- (1) 附属機関の委員は賛否両論の委員で構成すること。
 - ・委員会の資料は傍聴者に配布し、[資料と議事録](#)はすべてホームページに掲載すること。
 - ・女性委員の比率を増やすこと。

5 3. 男女平等

- (1) 男女共同参画条例を制定すること。
- (2) 男女共同参画社会の推進拠点としてのセンターをつくること。
- (3) 性の多様性を認め、LGBTなどへの差別をなくし、だれもが暮らしやすい社会を作るため、支援や制度を作ること。

5 4. 市民活動団体

- (1) 地域交流センターの利用料は市民団体の立ち上げの一年間は無料とすること。
- (2) 中央地域交流センターを作ること。
- (3) 額田地域で廃止し地元に譲渡した施設の維持管理費を補助すること。

個人情報保護

5 5. マイナンバー制度

- (1) 各種手続きへの個人番号記入を強制しないこと。
- (2) 本人の合意なく、個人番号を調査しないこと。
- (3) マイナンバーの独自利用を拡大しないこと。

税金・公共料金

5 6. 国税

- (1) 景気を冷え込ませ、国民生活をさらに困窮させる 2019 年 10 月に予定している消費税の増税を中止するよう国に求めること。

5 7. 市民税

- (1) 市民税の減免、支払い猶予などの制度を広く周知すること。市独自の市民税の減免制度をもうけること。

- (2) 資本金1億円以上の大企業の法人市民税は、上限税率まで引き上げ、市民のくらしを充実する財源にすること。

58. 固定資産税

- (1) 一定の面積以下の営業と生活に必要な生存権的財産（土地、建物、農地など）については、当面、固定資産税の評価方法、税率等の見直しを進め、負担の軽減を図るようにすること。
- (2) 年金生活者や障がい者、高齢者世帯など、収入の少ない世帯と民間福祉施設に対し固定資産税等の減免制度を創設すること。
- (3) 住宅用地の都市計画税は固定資産税並の軽減をすること。
- (4) 都市計画税率を0.25に引き下げること。

59. その他

- (1) 使用料・手数料などの公共料金の値上げをしないこと。
- (2) 税等の滞納世帯にあっては、滞納者の生活実態を把握して、最低生活費を残すなど生活の再建、維持ができるように配慮すること。分納額は自主申告を尊重すること。

行政改革

60. 制度・施設

- (1) 受注金額を入れた施工体系図を公開すること。

61. 行政サービス

- (1) 清潔で民主的、ムダのない効率的な行政改革を目指すこと。
- (2) 行政の委託化は見直し、行政サービスの低下につながる職員定数の削減をしないこと。現業職員を減らさず増やすこと。
- (3) 指定管理者制度については、住民の福祉を増進することを第一として ①市民サービスの向上 ②職員の身分・労働条件の安定的確保 ③福祉部門では行わない ④首長・議員の関与する特定団体等が経営する会社の参入にあたっては慎重な審議をすること。
- (4) 指定管理事業の予算・決算報告を議会に提出すること。
- (5) 市の委託・補助を受けている団体・企業に政治的中立を守らせること。

62. 市役所庁舎

- (1) 点字ブロックを黄色にすること。
- (2) [多目的トイレ](#)を全ての階につくること。

63. 市職員

- (1) 官製ワーキングプアをなくすため、嘱託・臨時・任期付職員の比率を減らし、必要などころには必ず正規職員を採用すること。また嘱託・臨時職員等の身分、待遇改善をはかること。
- (2) 市の幹部職員に女性を積極的に登用すること。
- (3) 民間企業に波及する職員給与のカットを行わないこと。
- (4) 時間外勤務、休日出勤の代替休暇を確実に保証すること。
- (5) 職場に分断を生み出す人事評価制度はやめること。
- (6) 市職員のメンタルヘルスケアおよびパワハラ、セクハラ対策を推進すること。

選挙

6 4. 投票所・公報

- (1) 削減した投票所、掲示板、期日前投票日の日数を元に戻すこと。
- (2) すべての市民が投票権を行使できるよう、歩いていける距離に投票所を増やすこと。
・公共施設だけでなく、スーパーなど人の集まるところに期日前投票所を増やすこと。
- (3) すべての投票所をバリアフリー化すること。全投票所に車いすを準備すること。
- (4) 掲示板は、地域バランスを考え、市議選市長選挙では国・県選挙と同数にし、貼りやすく、人通りの多い場所に設置すること。
- (5) 国政選挙や複数選挙の期日前投票所では、投票用紙を1枚ずつ明確に分けて渡すこと。
- (6) 選挙公報の点訳、録音テープを作成し、希望する障がい者に配布すること。市ホームページに公報を掲載すること。
- (7) 郵便投票制度を広く周知すること。対象を広げ、手続きを簡素化するよう、国に要望すること。

消防・防災

6 5. 消防、消防団

- (1) 消防職員の国基準を達成し、労働条件の改善と消防力強化を図ること。
- (2) 消防団員の出動手当は実態に合わせた日数、人員で計算すること。消防団員への報酬の個人支給にあたっては、団員の意見を聞いて再検討すること。
- (3) 山火事に備え、防火用水・小型ポンプ車を地域ごとに配置すること。防火水槽の耐震化を進めること。
- (4) 四輪駆動のポンプ車・積載車を増やすこと。

- (5) 出動件数の多い南分署を消防署に格上げすること。

6 6. 防災

- (1) 全市に同報無線を設置すること。当面、防災ラジオを外部に放送できる設備を公共施設の屋上につけること。小中学校では直ちに実施すること。
- (2) これまでに水害を受けた地域の高齢者・障がい者世帯に防災ラジオを無料で配布すること。
- ・希望者への廉価な販売を継続すること。
 - ・町内会の新役員には新たに配布して拡大すること。
- (3) 避難所を増やすこと。
- ・避難所の基準を[国際基準に近づけること](#)。バリアフリー化を行うこと。
 - ・避難所に備蓄品・洋式の下水トイレを備えること。
 - ・避難所に蓄電のできる太陽光発電を設置すること。
- (4) 夜間の避難訓練や避難行動要支援者に合った避難訓練など実効性のある防災訓練を行うこと。
- (5) 飲料水兼用の耐震貯水槽を全地域に均等にふやすこと（六ツ美、東部、額田）。
- (6) 公共施設にヘリサインの表示をつけること。
- (7) 急傾斜地の改修を早期に行い、土砂災害危険区域について、警戒区域の指定を早急に行い、市民にわかるように看板を設置するよう県に求めること。
- (8) 液状化や軟弱地盤の改良に取り組み、住民への周知と必要な対策を行うこと。

自治会組織

6 7. 町内会運営

- (1) 総代会・各種学区団体を巻き込む地域ぐるみ選挙をおこなわないよう啓発すること。
- (2) 地域集会場の建設補助金は、事業費の4分の3と改め、上限の拡大をはかること。賃貸料の補助を行うこと。

< 5 > 平和行政に力を注ぐこと

- (1) 海外で戦争ができる安全保障法制（戦争法）、国民の目や耳や口をふさぐ秘密保護法、思想、内心を処罰する共謀罪法を廃止するよう国に求めること。
- (2) 憲法9条を守り戦争を行わないよう、国に要求すること。

- (3) 平和首長会議に出席し、加盟都市にふさわしい、非核平和行政を推進すること。
- (4) 唯一の被爆国の自治体としてヒロシマ・ナガサキの被爆体験を広め二度と悲惨な原爆の被害を起こさない決意をすること。

- ・核兵器禁止条約に参加するよう政府に要求すること。

・市長はヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名に賛同署名をすること。

- ・小中学校での被爆写真集の掲示や、授業での使用を進めること。
 - ・原爆記録フィルム・写真パネル、関係図書などを購入し、市主催の平和展を毎年開催すること。
 - ・高齢となられた被爆者の広島・長崎の原爆病院での健診にあたっては、介添人の旅費等も予算化すること。
- (5) 岡崎空襲の記録の保存・展示をする平和資料館をつくること。「戦争体験を語り継ぐ運動」を実施すること。
- (6) 市民団体が長年取り組んできた「戦争を語る会」「戦争展」などの後援をすること。戦争体験を風化させない努力を行うこと。
- (7) 秋の市民まつりに自衛隊を参加させないこと。

- ・富士学校等による軍事訓練に市の施設を貸さないこと。
- ・中学校の職場体験に自衛隊を選ばないこと。
- ・高等工科学校への入学を推奨しないこと。